

答申第34号
平成18年2月15日

大阪府知事
太田房江様

大阪府環境審議会
会長 南



温泉掘削許可及び温泉動力装置許可について（答申）

平成18年2月15日付け環衛第2290号で諮問のあった標記については、平成18年2月15日開催の平成17年度第2回大阪府環境審議会温泉部会での審議の結果、別紙のとおり答申します。

1 温泉掘削許可申請

- (1) 申請者 吹田市南金田二丁目3番2号
ヤシマ株式会社 代表取締役 松山 真理子
- (2) 申請地 吹田市南金田二丁目3番3
- (3) 答申内容 本申請については、180m以浅にストレーナーを設置しないことを条件に許可することに支障ないものと認める。

2 温泉掘削許可申請

- (1) 申請者 大阪市淀川区西中島六丁目1番1号
株式会社 ミキシング 代表取締役 佐藤 美樹
- (2) 申請地 茨木都市計画事業及び箕面都市計画事業国際文化公園都市特定土地区画整理事業E18-1街区11画地
- (3) 答申内容 本申請については、許可することに支障ないものと認める。

3 温泉掘削許可申請

- (1) 申請者 門真市末広町43番1号
株式会社 サンエイト 代表取締役 高橋 光壽
- (2) 申請地 門真市大字下島頭291番2
- (3) 答申内容 本申請については、350m以浅にストレーナーを設置しないことを条件に許可することに支障ないものと認める。

4 温泉掘削許可申請

- (1) 申請者 広島県広島市中区上八丁堀4番1号
株式会社 アーバンコーポレーション 代表取締役 房園 博行
- (2) 申請地 大阪市此花区桜島一丁目17番1
- (3) 答申内容 本申請については、600m以浅にストレーナーを設置しないことを条件に許可することに支障ないものと認める。

5 温泉掘削許可申請

- (1) 申請者 広島県広島市中区上八丁堀4番1号
株式会社 アーバンコーポレーション 代表取締役 房園 博行
- (2) 申請地 大阪市住之江区南港北一丁目38番1
- (3) 答申内容 本申請については、600m以浅にストレーナーを設置しないことを条件に許可することに支障ないものと認める。

6 温泉掘削許可申請

- (1) 申請者 東京都港区芝二丁目32番1号
株式会社 長谷工コーポレーション 代表取締役 岩尾 崇
- (2) 申請地 堺都市計画事業 長曾根・中百舌鳥(長曾根)土地区画整理事業135街区4
- (3) 答申内容 本申請については、許可することに支障ないものと認める。

7 温泉掘削許可申請

- (1) 申請者 和泉市伏屋町五丁目12番2-510号
有限会社 密野開発 代表取締役 密野 良太
(2) 申請地 堺市檜尾4037番
(3) 答申内容 本申請については、許可することに支障ないものと認める。

8 温泉掘削許可申請

- (1) 申請者 東京都港区芝二丁目32番1号
株式会社 長谷工コーポレーション 代表取締役 岩尾 崇
(2) 申請地 堺市三原台二丁7番13
(3) 答申内容 本件申請地点は、近距離温泉影響調査結果を元に定めた「大阪府環境審議会温泉部会協議事項」において温泉への影響があるとして定められた制限距離内に、堺市三原台二丁2番8における別の申請（以下「別申請」という。）があること。また、別申請と同様の大阪層群の下部の帶水層から取水すること。大阪府からの指示による、温泉掘削許可申請に関する補正資料が提出されていないこと等から、当該掘削は、温泉法第4条第1項第1号で定める「当該申請に係る掘削が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認める場合」に該当すると判断され、許可することは適切ではない。

9 温泉掘削許可申請

- (1) 申請者 東京都中央区日本橋馬喰町二丁目1番1号
総合地所株式会社 代表取締役 松岡 瑞樹
(2) 申請地 堺市三原台二丁2番8
(3) 答申内容 本件申請地点は、近距離温泉影響調査結果を元に定めた「大阪府環境審議会温泉部会協議事項」において温泉への影響があるとして定められた制限距離に、堺市三原台二丁7番13における別の申請（以下「別申請」という。）があること。また、別申請と同様の大阪層群の下部の帶水層から取水すること。大阪府からの指示による、温泉掘削許可申請に関する補正資料が提出されていないこと等から、当該掘削は、温泉法第4条第1項第1号で定める「当該申請に係る掘削が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認める場合」に該当すると判断され、許可することは適切ではない。

10 温泉掘削許可申請

- (1) 申請者 大阪市中央区谷町二丁目6番5号
アスモ株式会社 代表取締役 森 嘉紀
(2) 申請地 東大阪市高井田19番9
(3) 答申内容 本件申請地点は、近距離温泉影響調査結果を元に定めた「大阪府環境審議会温泉部会協議事項」において温泉への影響があるとして定められた制限距離内に、東大阪市高井田本通五丁目17番1における別の申請（以下「別申請」という。）があること。また、別申請と同様の大阪層群の下部の帶水層から取水すること。大阪府からの指示による、温泉掘削許可申請に関する補正資料が提出されていないこと等か

ら、当該掘削は、温泉法第4条第1項第1号で定める「当該申請に係る掘削が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認める場合」に該当すると判断され、許可することは適切ではない。

11 温泉掘削許可申請

- (1) 申請者 和歌山県和歌山市西浜1660番地の180
株式会社 山本進重郎商店 代表取締役 山本 進三
- (2) 申請地 東大阪市高井田本通五丁目17番1
- (3) 答申内容 本件申請地点は、近距離温泉影響調査結果を元に定めた「大阪府環境審議会温泉部会協議事項」において温泉への影響があるとして定められた制限距離内に、東大阪市高井田19番9における別の申請（以下「別申請」という。）があること。また、別申請と同様の大坂層群の下部の帶水層から取水すること。大阪府からの指示による、温泉掘削許可申請に関する補正資料が提出されていないこと等から、当該掘削は、温泉法第4条第1項第1号で定める「当該申請に係る掘削が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認める場合」に該当すると判断され、許可することは適切ではない。

12 温泉動力装置許可申請

- (1) 申請者 四條畷市大字砂306番地
植村 吉一
- (2) 申請地 四條畷市大字砂281番2
- (3) 答申内容 本申請については、許可することに支障ないものと認める。

13 温泉動力装置許可申請

- (1) 申請者 石川県金沢市大和町1番5号
アバ株式会社 代表取締役 元谷 外志雄
- (2) 申請地 大阪市中央区伏見町三丁目10番
- (3) 答申内容 本申請については、許可することに支障ないものと認める。